

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年2月12日

**【四半期会計期間】** 第86期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

**【会社名】** 株式会社 立花エレテック

**【英訳名】** TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 渡邊 武雄

**【本店の所在の場所】** 大阪市西区西本町1丁目13番25号

**【電話番号】** 大阪06(6539)8800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理部門担当 住谷 正志

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市西区西本町1丁目13番25号

**【電話番号】** 大阪06(6539)8800(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員管理部門担当 住谷 正志

**【縦覧に供する場所】** 株式会社立花エレテック東京支社  
(東京都港区芝浦4丁目18番32号)  
株式会社立花エレテック名古屋支社  
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	99,956	100,865	141,884
経常利益 (百万円)	3,954	4,009	5,630
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,754	4,393	3,830
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,687	5,769	5,569
純資産額 (百万円)	44,358	52,705	46,280
総資産額 (百万円)	87,125	97,854	88,233
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	132.56	202.61	183.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	50.8	52.4	52.4

回次	第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	51.82	115.45

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、株式会社高木商会は従来、持分法適用関連会社でありましたが、株式の追加取得により、平成26年12月25日付けで連結子会社となりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、消費税増税や円安による原材料価格の上昇などの懸念要素を抱えながらも、政府による経済政策などを背景として企業収益は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社企業グループにおきましても、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が懸念されましたが、その影響は軽微に留まり、自動車関連・LED照明・建機関連などに牽引されて販売は堅調に推移いたしました。

主要なトピックスといたしましては、海外では、昨年4月インドネシアに産業用電機品、産業機械を販売する現地法人を設立するとともに、11月には中国の青島に半導体デバイスを中心に販売する営業所を開設いたしました。国内では、福山営業所を広島支店として広島市に移転し、従来の産業メカトロニクス製品からFA機器製品にも取り扱いを拡充いたしました。また、12月には持分法適用関連会社であった株式会社高木商会を連結子会社とし、当第4四半期以降の当社企業グループの連結業績に大幅な増収効果が見込まれる事となりました。

業績につきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は、基幹事業であるFAシステム事業、半導体デバイス事業の主力商品が伸長したことにより、売上高は1,008億65百万円（前年同期比0.9%増）となりました。利益面では数年来取り組んできた体質改善プロジェクト「C.A.P. UP 1500」の活動を通じて業務の改善・効率化の進展と、低利益率の大型物件の受注減少が相俟って利益率は改善し、営業利益は32億7百万円（前年同期比11.5%増）、経常利益40億9百万円（前年同期比1.4%増）、四半期純利益は、持分法適用関連会社であった株式会社高木商会の株式追加取得に伴う負ののれん発生益40億75百万円から段階取得に係る差損24億75百万円を差し引いた子会社化関連損益15億99百万円が特別利益に加わったことにより43億93百万円（前年同期比59.5%増）と大幅な増益となりました。

セグメント別については以下の通りであります。

#### 〔FAシステム事業〕

売上高:470億15百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益:20億29百万円（前年同期比19.4%増）

FA機器分野は、自動車関連・LED照明・建機関連などの分野でプログラマブルコントローラーやインバーター、ACサーボなどの主力商品が好調に推移するとともに、電磁開閉器や漏電遮断機などの配電制御機器も堅調に推移いたしました。

産業機械分野は、製造ライン向け自動機等が好調に推移するとともに、ものづくり補助金の継続等により設備投資意欲が活性化され、放電加工機やレーザー加工機が好調に推移いたしました。

#### 〔半導体デバイス事業〕

売上高:388億57百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益:12億2百万円（前年同期比9.7%増）

半導体分野は、自動車関連及びOA機器向けのロジックICが好調に推移するとともに、民生品向けパワーモジュールが伸長いたしました。

一方、電子デバイス分野は、メモリーカードと液晶関連製品が減少いたしました。半導体デバイス事業全体としては総じて堅調に推移いたしました。

### 〔施設事業〕

売上高：80億79百万円（前年同期比3.9%減）、営業利益：36百万円（前年同期比28.9%減）

施設事業分野は、政府の投資減税の効果もありビル用マルチエアコン及び店舗用パッケージエアコンが大幅に伸長し、公共建物向けの監視設備も売り上げに大きく貢献いたしました。一方、昨年夏の天候不順並びに住宅着工戸数の減少の影響でルームエアコンや換気扇等の住機品は減少いたしました。

### 〔産業デバイスコンポーネント事業〕

売上高：28億37百万円（前年同期比21.2%減）、営業利益：12百万円（前年同期比53.4%減）

産業デバイスコンポーネント事業分野は、タッチパネルモニターなどの映像機器やRFIDシステムが堅調に推移いたしました。住基ネット案件の終息によりコンピューター周辺機器が大幅な減少となりました。

### 〔その他〕

売上高：40億75百万円（前年同期比21.7%増）、営業損失：72百万円（前年同期は5百万円の利益）

ソリューション事業分野は、空調・給湯設備の省エネ改修案件により伸長いたしました。太陽光発電システムは減少いたしました。

MS事業分野は、介護関連向け電子機器の受託生産が伸長するとともに、立体駐車場の取り扱い品種の増加に伴い金属部材が大幅に増加いたしました。

第1四半期連結会計期間より、従来の「情報通信事業」から「産業デバイスコンポーネント事業」にセグメント名称を変更しております。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の連結貸借対照表は、株式会社高木商會が持分法適用関連会社から連結子会社になったことによる影響が含まれております。

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、978億54百万円となり前連結会計年度末に比べ96億21百万円増加いたしました。

流動資産は、769億56百万円となり前連結会計年度末に比べ74億8百万円増加いたしました。この主な要因は、受取手形及び売掛金の増加53億2百万円、たな卸資産の増加32億17百万円によるものであります。

固定資産は、208億97百万円となり前連結会計年度末に比べ22億13百万円増加いたしました。この主な要因は、有形固定資産の増加26億16百万円、投資有価証券の減少7億24百万円によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、451億49百万円となり前連結会計年度末に比べ31億96百万円増加いたしました。

流動負債は、419億5百万円となり前連結会計年度末に比べ23億47百万円増加いたしました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の増加32億25百万円、未払法人税等の減少6億52百万円によるものであります。

固定負債は、32億43百万円となり前連結会計年度末に比べ8億48百万円増加いたしました。この主な増減は、退職給付に係る負債の増加5億93百万円、負ののれんの減少3億75百万円であります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、527億5百万円となり前連結会計年度末に比べ64億24百万円増加いたしました。この主な要因は、利益剰余金の増加37億13百万円、その他有価証券評価差額金の増加12億30百万円、少数株主持分の増加13億36百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループにおける事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

買収防衛策について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。

その後、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、かかる買収防衛策を一部変更及び継続することを決議し、変更後の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」という。）の継続について、平成22年6月29日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

また、この旧プランは、その有効期間が「株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）の終結の時まで」となっていたことから、当社取締役会は、旧プランの廃止、内容の変更、継続等について、平成20年6月30日付企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び近時の経済情勢等を踏まえ慎重に検討を重ねてまいりましたが、平成25年5月27日開催の当社取締役会において、旧プランを踏襲しつつ内容を一部変更の上、平成25年6月27日開催の第84回定時株主総会に付議し、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）継続について、株主の皆様のご承認を得ております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ごが買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断をします。

将来当社が、このような濫用的な買付行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ごに合理的かつ適切に判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要なかつ十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会ごの評価意見並びに代替案等の情報を株主の皆様ごにご提供することが重要であると考えております。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ごに合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した本プランを継続し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

## ・本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置（以下、「対抗措置」という。）を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する大規模買付情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主の皆様の意思確認を行うための会社法上の株主総会（以下、「株主確認総会」という。）を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載しております。

## ・本プランの合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び平成20年6月30日に経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

### 2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランを導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成25年6月27日開催の当社第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定）の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様の意思に基づくものと考えております。

### 3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

### 4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

### 5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (5) 従業員数

### 連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社企業グループの従業員数は、前連結会計年度末から274名増加し、1,272名となりました。その主たる要因は、株式追加取得により持分法適用関連会社であった株式会社高木商会を連結の範囲に含めたため、FAシステム事業において同社の従業員258名が増加したことによるものです。

### 提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、当社従業員の著しい増減はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,687,702	21,687,702	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	21,687,702	21,687,702		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日		21,687		5,874		5,674



(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,644,100	216,441	
単元未満株式	普通株式 39,502		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,687,702		
総株主の議決権		216,441	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレクトック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	4,100		4,100	0.02
計		4,100		4,100	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	14,477	14,361
受取手形及び売掛金	44,496	49,799
有価証券	679	150
たな卸資産	7,385	10,602
その他	2,573	2,106
貸倒引当金	63	62
<b>流動資産合計</b>	<b>69,548</b>	<b>76,956</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	3,497	6,113
無形固定資産	247	301
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	13,769	13,045
その他	1,187	1,448
貸倒引当金	17	11
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>14,939</b>	<b>14,483</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>18,684</b>	<b>20,897</b>
<b>資産合計</b>	<b>88,233</b>	<b>97,854</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	32,969	36,194
短期借入金	2,037	1,855
未払法人税等	1,160	508
賞与引当金	1,032	441
その他	2,357	2,905
<b>流動負債合計</b>	<b>39,557</b>	<b>41,905</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	122	90
退職給付に係る負債	667	1,261
負ののれん	375	-
その他	1,229	1,892
<b>固定負債合計</b>	<b>2,395</b>	<b>3,243</b>
<b>負債合計</b>	<b>41,952</b>	<b>45,149</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,874	5,874
資本剰余金	5,971	5,971
利益剰余金	31,856	35,569
自己株式	2	3
株主資本合計	43,699	47,411
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,335	3,566
繰延ヘッジ損益	1	1
為替換算調整勘定	204	340
退職給付に係る調整累計額	36	26
その他の包括利益累計額合計	2,505	3,881
少数株主持分	76	1,412
純資産合計	46,280	52,705
負債純資産合計	88,233	97,854

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	99,956	100,865
売上原価	87,703	87,882
売上総利益	12,253	12,982
販売費及び一般管理費	9,375	9,774
営業利益	2,877	3,207
営業外収益		
受取利息	30	34
受取配当金	131	164
負ののれん償却額	375	375
為替差益	220	165
持分法による投資利益	279	133
その他	216	110
営業外収益合計	1,254	983
営業外費用		
支払利息	26	20
売上割引	125	136
その他	24	25
営業外費用合計	177	181
経常利益	3,954	4,009
特別利益		
投資有価証券売却益	11	5
固定資産売却益	0	-
子会社化関連損益	-	1,599
特別利益合計	11	1,605
特別損失		
固定資産除却損	0	4
ゴルフ会員権評価損	1	-
特別損失合計	2	4
税金等調整前四半期純利益	3,964	5,611
法人税等	1,208	1,217
少数株主損益調整前四半期純利益	2,755	4,393
少数株主利益	1	0
四半期純利益	2,754	4,393

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,755	4,393
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,611	1,230
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	320	135
退職給付に係る調整額	-	10
その他の包括利益合計	1,932	1,375
四半期包括利益	4,687	5,769
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,686	5,769
少数株主に係る四半期包括利益	1	0

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	
(1)連結の範囲の重要な変更	株式会社高木商会は従来、持分法適用の関連会社でありましたが、株式の追加取得により、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成26年12月31日としております。
(2)持分法適用の範囲の重要な変更	従来、持分法適用の関連会社であった株式会社高木商会は、株式の追加取得による持株比率の上昇により、連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が247百万円増加し、利益剰余金が159百万円減少しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当社は、平成26年12月12日開催の取締役会において株式分割による新株式の発行を行う旨の決議をしております。当該株式分割の内容は次のとおりであります。

1. 目的

当社株式の一層の流動性向上、さらには、株主還元を図ることを目的で実施するものであります。

2. 株式分割の割合及び時期

平成27年4月1日付をもって平成27年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき1.2株の割合をもって分割いたします。

3. 分割により増加する株式数 4,337,540株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1株当たりの情報)の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たりの四半期純利益額	110円47銭	168円84銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(四半期連結貸借対照表関係)

満期手形等の処理

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

また、当第3四半期連結会計期間末日約定決済の以下の売掛金及び買掛金が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	百万円	1,070百万円
支払手形	百万円	433百万円
売掛金	百万円	1,139百万円
買掛金	百万円	4,386百万円

(四半期連結損益計算書関係)

子会社化関連損益

持分法適用関連会社であった株式会社高木商会の株式追加取得に伴う負ののれん発生益4,075百万円から段階取得に係る差損2,475百万円を差し引いたものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	215百万円	242百万円
負ののれんの償却額	375百万円	375百万円



(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	207	10	平成25年3月31日	平成25年6月11日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	207	10	平成25年9月30日	平成25年12月4日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月26日 取締役会	普通株式	281	13	平成26年3月31日	平成26年6月10日	利益剰余金
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	238	11	平成26年9月30日	平成26年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません

2. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社高木商会

事業の内容 F A 機器、産業機械、電子機器などの販売

企業結合を行った主な理由

平成24年6月より同社との間で実施している資本業務提携により両社の事業シナジーに一定の成果が確認されました。今後さらにその効果を追求するには、株式保有比率を高め連結子会社とすることが有用であると判断いたしました。

企業結合日

平成26年12月25日(株式取得日)

平成26年12月31日(みなし取得日)

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得した議決権比率

企業結合の直前に所有していた議決権比率 47.84%

企業結合日に追加取得した議決権比率 33.33%

取得後の議決権比率 81.18%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年12月31日をみなし取得日として連結しているため、被取得企業の業績は、当第3四半期連結累計期間では持分法による投資利益に含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合直前に所有していた株式会社高木商会の株式の企業結合日における時価	994百万円
	企業結合日に追加取得した株式の取得原価	693百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	5百万円
取得原価		1,693百万円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 2,475百万円

(5) 負ののれんの発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

4,075百万円

発生原因

企業結合日の被取得企業の時価純資産が取得価額を上回ったことによるものであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	産業デバイ スコンポー ネント事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	46,538	38,061	8,407	3,599	96,606	3,349	99,956	-	99,956
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	46,538	38,061	8,407	3,599	96,606	3,349	99,956	-	99,956
セグメント利益(営業利益)	1,699	1,095	51	26	2,872	5	2,877	-	2,877

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「MS事業」を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)2	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	産業デバイ スコンポー ネント事業 (注)1	計				
売上高									
外部顧客への売上高	47,015	38,857	8,079	2,837	96,790	4,075	100,865	-	100,865
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	47,015	38,857	8,079	2,837	96,790	4,075	100,865	-	100,865
セグメント利益又は損失( ) (営業利益又は営業損失( ))	2,029	1,202	36	12	3,279	72	3,207	-	3,207

(注)1 第1四半期連結会計期間より、従来の「情報通信事業」から「産業デバイスコンポーネント事業」にセグメント名称を変更しております。

2 「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「MS事業」を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

持分法適用関連会社であった株式会社高木商会を追加株式取得により、子会社化いたしました。これにより前連結会計年度の末日に比べ、FAシステム事業のセグメント資産が7,525百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとののれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

FAシステム事業において、持分法適用関連会社であった株式会社高木商会を追加株式取得により、子会社化いたしました。これにより発生した負ののれん発生益4,075百万円から段階取得に係る差損2,475百万円を差し引いた1,599百万円を子会社化関連損益として計上しております。なお、この金額はセグメント利益又は損失の金額には含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	132円56銭	202円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,754	4,393
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,754	4,393
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,778	21,683

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成26年11月10日開催の取締役会において、第86期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	238百万円
1株当たりの金額	11円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月3日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社立花エレクトック  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 崎 洋 文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。